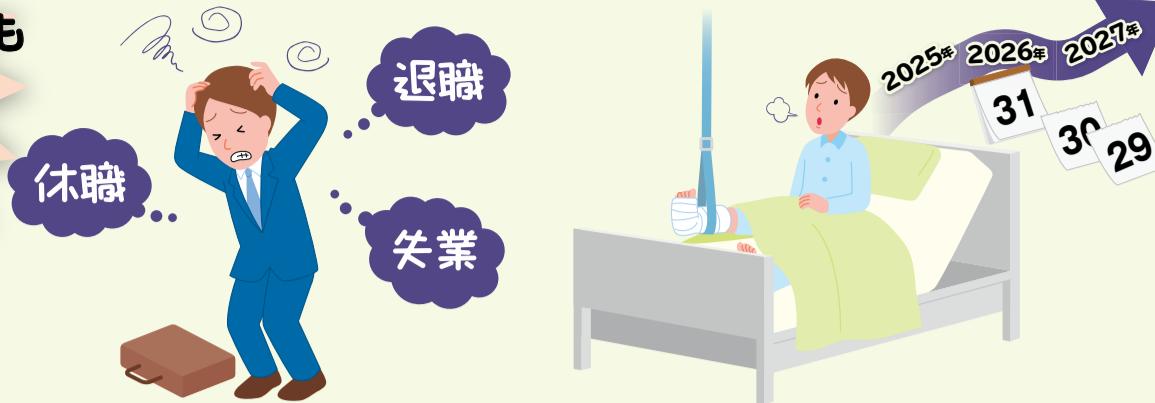


# 長期間 働けなくなったときのことを考えたことがありますか?

病気やケガで働けない状態が続いても  
日々の生活費などの  
出費は  
なくなりません!



「団体所得ほしょう保険」にプラスして、60歳まで補償する「団体所得ほしょう保険 長期プラン」に加入することで、万全な備えにしませんか!

「団体所得ほしょう保険 長期プラン」は単独でも加入できます。

就業障害発生日から370日目以降の所得補償

(※就業障害発生日から起算)

●病気やケガで長期にわたり仕事ができなくなった場合の所得を補償します!

●最長で満60歳までお支払いします!

(精神障害は最長2年までの補償)

●うつ病等一部の精神障害、天災によるケガでの就業障害も補償します!

2026年度版

pal systemの  
組合員なら

保険料が  
25%  
割安!

# 団体所得ほしょう保険 長期プラン

団体長期障害所得補償保険

【新規加入受付分】令和7年11月1日から11月30日まで。令和7年12月1日以降は、中途加入になります。

詳細については「この保険のあらまし」をご参照ください。

WEB加入専用商品/簡単にお申込みできます!

加入手続きはコチラから!

パルシステム 所得ほしょう長期

検索



POINT

突然の病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少に対する備えはされていますか?

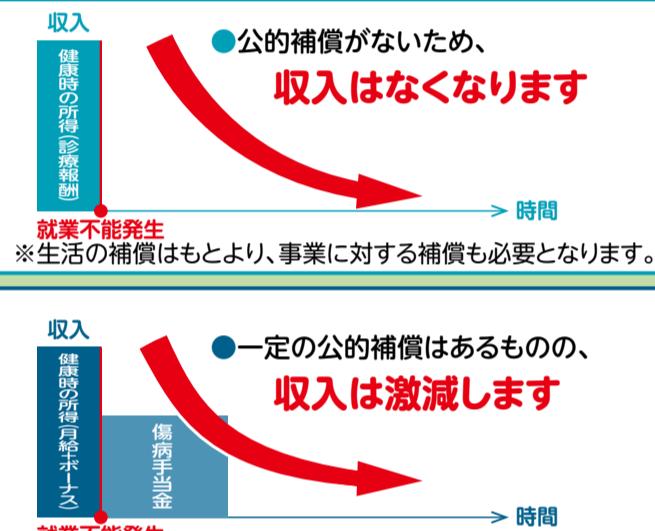
収入の減少に対する備え

一般的な会社員は、一定期間の基本給与補償や健康保険組合の手当などがありますが国民健康保険には傷病手当金制度がありません。

毎月の固定費用はどうやってまかなえば…?



方の休業補償  
個人事業主の  
休業補償



60歳までのリレープラン

全くお仕事ができない  
当面の間の収入減を  
369日までサポートします

団体所得ほしょう  
保険※  
(所得補償保険)

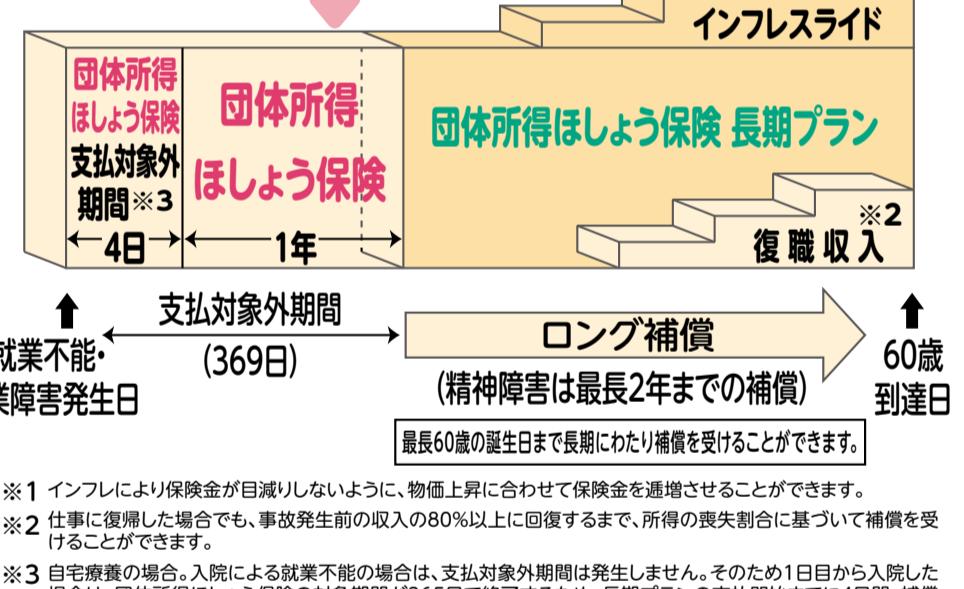
団体所得ほしょう  
保険  
長期プラン  
(団体長期障害所得補償保険)

※詳しくは「団体所得ほしょう保険」のパンフレットをご覧ください。

補  
償  
内  
容

- 病気やケガで働けなくなった時の所得を最長60歳まで長期にわたってカバーします。  
入院だけでなく医師の指示による「自宅療養」も補償します。  
満年齢が55~59歳の場合は、対象期間3年となります。
- 業務中・業務外、国内・国外の病気・ケガを問わず補償します。  
世界中24時間補償、幅広い補償で安心です。
- 一部復職の場合も補償します。  
仕事に復帰しても障害が残り、収入が20%を超えて減少しているような場合は、その割合に応じて保険金をお支払いします。
- 万が一会社に復帰できない場合、退職後も補償を継続します。  
※病気・ケガが原因で会社規定の欠勤・休職期間を経過しても復帰できず、退職する場合でも就業障害である期間は継続して補償します。
- 医師の診査は不要! インターネット上の健康状態に関する告知でご加入でき、手続きは簡単です!  
※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。  
※現在、団体所得ほしょう保険で、保険金のお支払いを受けている方はご加入できません。
- 天災や精神障害の一部を補償します。  
※地震、噴火、またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業障害も補償します。  
※統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害が補償対象になります。(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等は対象になりません。)
- 保険金額については、物価にあわせて保険金を遅増します。  
長期にわたる療養の際に、インフレで保険金が目減りしないように、物価上昇分を上乗せ(1年ごとに5%が限度)してお支払いします。  
(注)保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

(補償内容図)



●証券番号……912518J934

●団体名……パルシステム共済生活協同組合連合会

●保険期間……令和8年1月1日から令和9年1月1日まで

## 保険金お支払例

組合員のAさんは、肺がんにかかり、一週間の自宅療養ののち、入院し、手術した。後遺症が残り、今後の仕事の復帰が一切望めなくなった。

【Aさんの加入例】団体所得ほしょう保険(月額25万円タイプ)、団体所得ほしょう保険 長期プラン(月額25万円タイプ)に加入している。

【保険金額】

・団体所得ほしょう保険 250,000円×12か月=3,000,000円  
(支払対象期間:5日目から12か月)

・団体所得ほしょう保険 長期プラン 250,000円×168か月(14年間)=42,000,000円  
(支払対象期間:370日目から14年間)

※60歳到達日までが支払対象です。実際には事故日と誕生日の関係により月数が変わってきます。

支払保険金  
4,500万円

組合員Bさんは、交通事故にあり、重度の後遺傷害が残り、仕事に復帰できなくなった。

【Bさんの加入例】団体所得ほしょう保険 長期プラン(月額15万円タイプ)に加入している

支払保険金

1,800万円

【保険金額】

・団体所得ほしょう保険 長期プラン 150,000円×120か月(10年間)

(支払対象期間:370日目から10年間)

※60歳到達日までが支払対象です。実際には事故日と誕生日の関係により月数が変わってきます。

(注)上記2例において、保険金の計算は物価上昇率0%、所得喪失率100%で計算しています。

■お問い合わせ

(取扱代理店)パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部

〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目2-6 ラクアス東新宿6階  
受付時間 9:30~17:00 月~金

通話料  
無料  
音声案内が流れましたら  
「1」を押してください

0120-201-342

ご不明な点等ございましたら、  
お気軽にお相談を。  
わかりやすくご説明します。

※この商品は損害保険であり、共済ではありません。

HPにもQ&Aを  
掲載しています。  
こちらから  
チェック!



○引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:050-3808-5528(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

○保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料無料>受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

事故の場合は連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまで連絡ください。【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間 365日)

SJ25-08049 (2025年10月3日作成)

お問い合わせ先  
(保険会社等の相談・  
苦情・連絡窓口)

## 月払保険料と保険金額

保険期間1年間、対象期間60歳まで、支払対象外期間369日、精神障害補償特約・天災危険補償特約セット、団体割引25%

補償月額 加入時満年齢	5万円 (5万円×1口)	10万円 (5万円×2口)	15万円 (5万円×3口)	20万円 (5万円×4口)	25万円 (5万円×5口)	30万円 (5万円×6口)	
月 払 保 険 料	20~24歳	450円	900円	1,350円	1,800円	2,250円	2,700円
	25~29歳	460円	920円	1,380円	1,840円	2,300円	2,760円
	30~34歳	490円	980円	1,470円	1,960円	2,450円	2,940円
	35~39歳	610円	1,220円	1,830円	2,440円	3,050円	3,660円
	40~44歳	890円	1,780円	2,670円	3,560円	4,450円	5,340円
	45~49歳	1,170円	2,340円	3,510円	4,680円	5,850円	7,020円
	50~54歳	1,250円	2,500円	3,750円	5,000円	6,250円	7,500円
	55~59歳	1,140円	2,280円	3,420円	4,560円	5,700円	6,840円

コースの選び方は、「その他ご注意いただくこと」の「●保険金額の設定について」をご確認ください。

- ・保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。  
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・毎年の年齢区分別の人數、性別、および保険金額により加重平均し保険料を算出します。そのため毎年保険料が変更となる可能性があります。

\*保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、公的医療保険制度からの給付も考慮してお決めください。

\*団体割引は、本団体契約の前年のご加入人數により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

\*お支払いいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象になります。(令和7年8月現在)

